

# ○地域における住民の防災意識の向上（自然災害の伝承活動）に関する実態調査

○ 自然災害から命を守るため、過去の災害から得られた教訓の伝承（以下「災害伝承」という。）を通じて、公助に加え、地域住民に「自らの命は自らが守る」意識を醸成する。

- 平成24年に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、住民の責務として、災害伝承が明記されるとともに、国及び地方公共団体は、住民の災害伝承活動の支援に努めることとされた。また、防災基本計画（令和4年6月中央防災会議）において、国及び地方公共団体は、災害伝承の重要性の啓発や災害に関する各種資料の収集・保存・公開等による支援等に取り組むこととされている。
- しかし、災害伝承に関する取組は地域差や温度差があり、災害伝承が十分に浸透していないとの指摘があるなど、災害伝承に関する取組には課題がある。

## 主要調査項目

- 国及び地方公共団体における災害伝承に関する取組状況
    - ・ 防災基本計画等に基づく災害伝承に関する各機関の取組状況
  - 災害伝承のための情報の収集・保存・公開等の状況
    - ・ 自然災害伝承碑の地理院地図への掲載の取組状況
    - ・ 過去の災害事実等の収集・保存・公開の状況
  - 災害伝承活動の実施状況
    - ・ 既存の取組（※）を活用した災害伝承活動の実施状況
- ※ 防災マップ、防災教育等

○ アンケート調査予定（住民の過去の災害、災害伝承活動に対する認知度等）

## 主要調査対象

### 調査対象機関

内閣府、文部科学省、  
国土交通省（国土地理院等）等

### 関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係団体等

## 調査実施期間

令和4年8月～5年2月（予定）